平成２１年（フ）第４１１号
栃木県宇都宮市岩曽町1362番地　岩昇ハイツＡ棟201号室
債務者　田代　梨香
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３７号
栃木県宇都宮市宝木本町1147番地３　ニュー宝木ガーデン101号、前住所栃木県宇都宮市江曽島５丁目３番15号
債務者　荒井　知子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４４７号
栃木県那須塩原市一区町228番地１
債務者　久郷　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４５０号
栃木県宇都宮市中戸祭町854番地５　グリーンシティー戸祭Ｂ棟102
債務者　鈴木　孝志
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６５号
栃木県那須塩原市東町16番19号　松本アパート３号、前住所栃木県那須塩原市四区町724番地336
債務者　上野　　清
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６６号
栃木県矢板市東町375番地17、前住所栃木県那須塩原市四区町724番地336
債務者　上野　孝之
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４６９号
栃木県下野市石橋796番地４　ほさかハイツＡ―205
債務者　若松　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７０号
栃木県宇都宮市下栗１丁目19番地　下栗市営住宅８号棟48号室
債務者　金子　幸伸
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７１号
栃木県那須塩原市西朝日町２番23号　第一コーポシゲミツ403号、前住所栃木県日光市所野1541番地２　江戸川区日光林間学校
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７２号
栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生899番地５
債務者　田代美砂子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７４号
栃木県那須塩原市西三島３丁目183番地223、前住所栃木県那須塩原市西大和５番14号　アレスト・ヤマトＢ―202号
債務者　藤田　竜次（旧姓潮濱）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２７１８号
東京都武蔵野市西久保２丁目17―３―101
債務者　北岡　覚治
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７６８号
千葉県山武郡横芝光町栗山3381―23
債務者　長沼　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７９７号
東京都板橋区常盤台１丁目33―19―101
債務者　津田　真治
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７９９号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目38―５
債務者　赤津恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部